

7. 経営戦略概要版

総務省「経営戦略策定・改定ガイドライン」、「経営戦略策定・改定マニュアル」及び別添
2－1「下水道事業ひな型様式」に沿った大和郡山市下水道事業の経営戦略概要版を次頁以降に
示す。

大和郡山市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 大和郡山市

事 業 名 : 大和郡山市下水道事業

策 定 日 : 令和 6 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	公共下水道 : 昭和50年度(供用開始後48年経過) 特定環境保全公共下水道: 昭和53年度(供用開始後45年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	適 用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	公共下水道 :541.9人/ha 特定環境保全公共下水道 :369.5人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	公共下水道及び特定環境保全公共下水道 は、大和川上流・宇陀川流域下水道に接続し ています。
処 理 区 数	な し		
処 理 場 数	な し		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特にありません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施
する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含
む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	公共下水道及び特定環境保全公共下水道(公衆浴場を除く) : 基本料金+水量による3段階従量制(一般排水, 中間排水, 特定排水)		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	公衆浴場排水について、1段階の従量料金としています。		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和2年度	2,430 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載
	令和3年度	2,620 円	
	令和4年度	2,620 円	
	令和2年度	3,089 円	
	令和3年度	3,291 円	
	令和4年度	3,310 円	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	(下水道推進課)合計13人	(担当職員数) 公共下水道 :12人 特定環境保全公共下水道 :1人
事業運営組織	大和郡山市下水道事業は、上下水道部下水道推進課で業務を担当しています。 下水道推進課は庶務係、維持普及係、計画係及び事業係の4係で組織されています。	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプやポンプ場の日常運転管理業務については、一部外部委託を実施しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし。
	ウ PPP・PFI	該当なし。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙、経営比較分析表のとおり。

経営比較分析表（令和4年度決算）

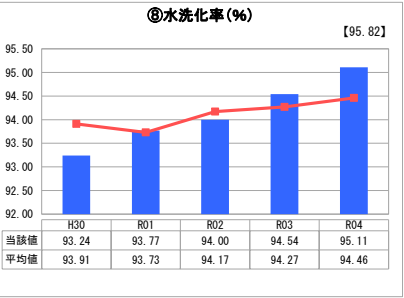
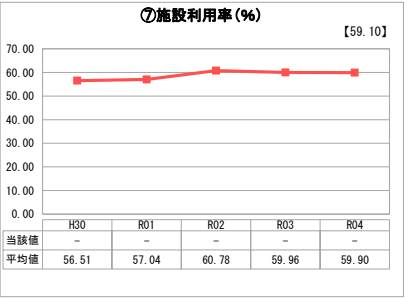
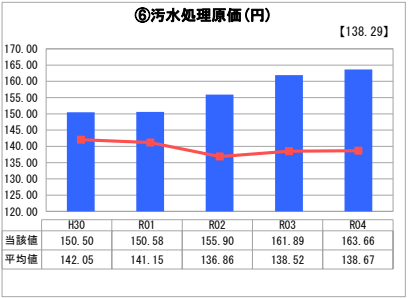
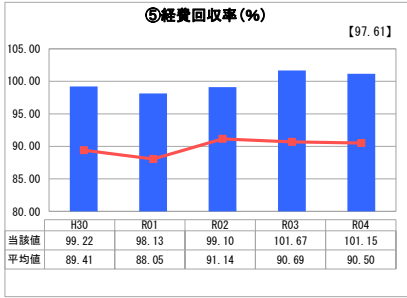
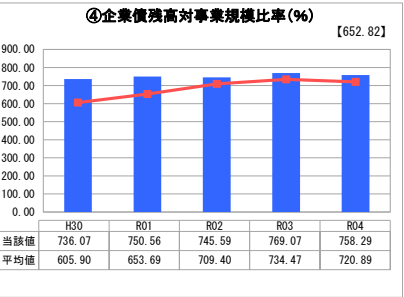
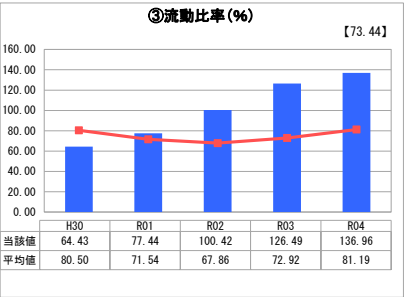
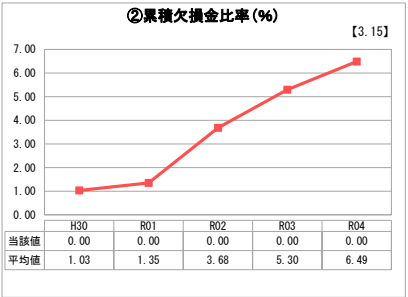
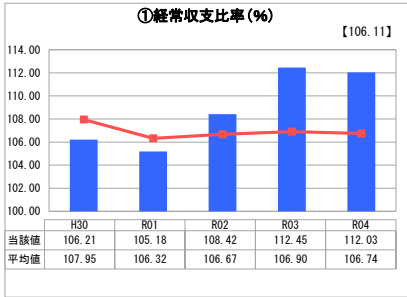
奈良県 大和郡山市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	56.88	95.69	91.05	2,882

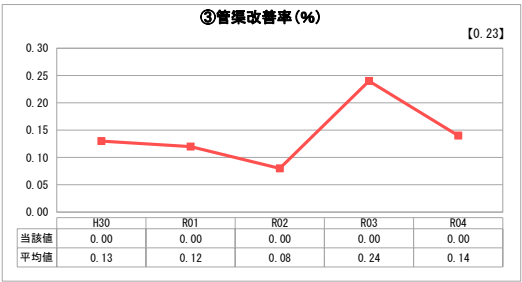
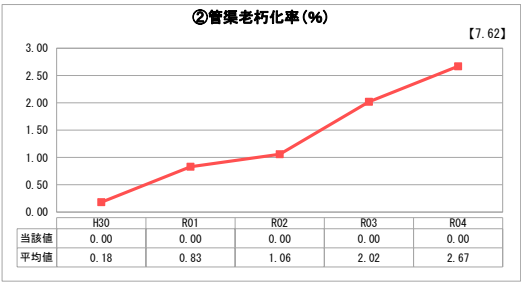
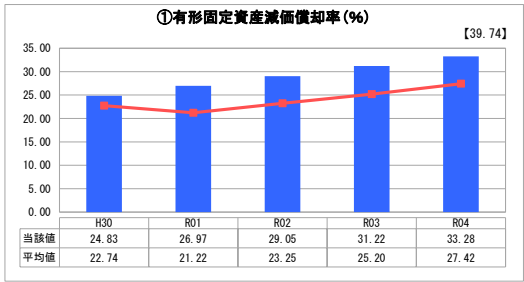
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
83,891	42.69	1,965.12
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
80,032	14.77	5,418.55

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率
100%を超えており、平成21年度に地方公営企業法の適用を受けて以来、使用料改定など経営改善に取り組んだ成果があらわれていると考えられる。

②累積欠損金比率
平成26年度以降、累積欠損金比率は0%となり、現在の経営状況は安定している。

③流動比率
使用料改定による収入の増加と、企業債残高の減少により、比率は上昇傾向にある。令和2年度に100%を上回り、短期的支払能力は改善傾向にある。

④企業債残高対事業規模比率
使用料収入の増加と企業債残高の減少により数値は改善傾向にあるが、未だ他団体の平均値を上回っているため、今後も改善に努めていきたい。

⑤経費回収率
100%を超えたが、これは使用料改定の結果であり、引き続き汚水処理費用の削減に努めていく必要がある。

⑥汚水処理原価
下水道普及率が100%に近く、有収水量が減少傾向にあることから、数値は上昇傾向にある。他団体より高い価格となっているが、引き続き経費削減と接続率の向上等に努めていきたい。

⑧水洗化率
水洗化率はわずかに上昇傾向にある。水質保全の観点からも、100%を達成できるよう努力してまいりたい。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率
令和4年度時点で30%程度であり、法定耐用年数に近づくのはまだ少し先であることを示している。この状況は、②管渠老朽化率においても0%の数値に表れている。しかしながら、一部の管渠では法定耐用年数に近づいているものもあることから、計画的な更新、整備が必要になると考えている。

③管渠改善率
令和3年度まで0%であり、他団体と比較しても低い割合である。これは、企業債の削減など、経営改善に取り組むことを優先し、建設改良費の増大を抑制してきたためであるが、一部の管渠では法定耐用年数に近づきつつあり、今後は計画的な更新、改築等の管渠整備を進めていかなければならないと考えている。

全体総括

本市の下水道事業では、平成21年度に地方公営企業法の適用を受けて以降、使用料の改定や借換債の発行による企業債利息の削減など、経営の効率化に取り組んできた。

その結果、経営状況は改善されつつあるが、下水道の整備が必要な地域がなお存在し、かつ昭和50年度に公共下水道の一部供用を開始して以来、法定耐用年数を迎える管渠が今後増加してくる。一般会計からの基準外繰入金とともに、適正な使用料水準の確保に努めなければならないことなど、まだまだ多くの課題、問題点を抱えている状況である。

今後も引き続き、施設の整備・更新やその財源である使用料の確保について、計画的に事業を推進し、効率的、安定的な運営に努めてまいりたい。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和4年度決算）

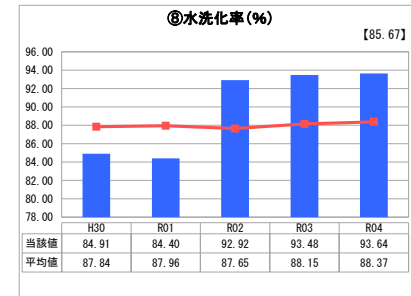
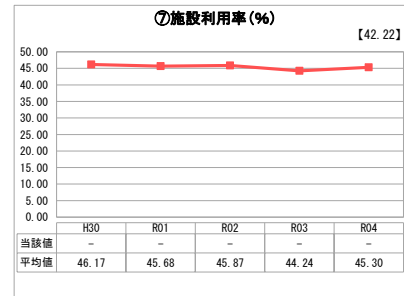
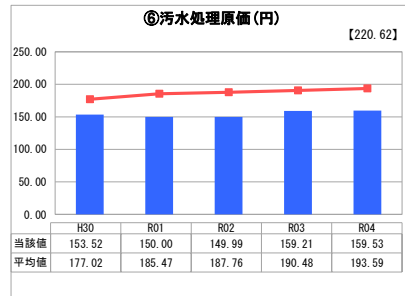
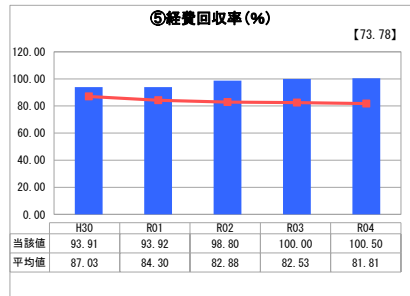
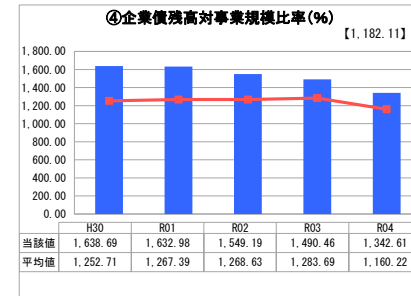
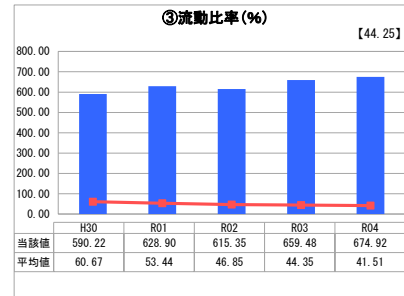
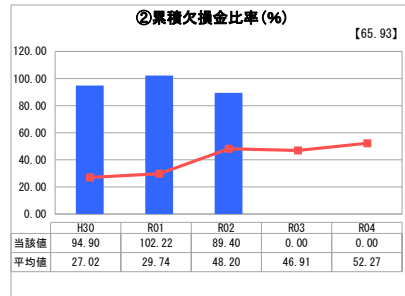
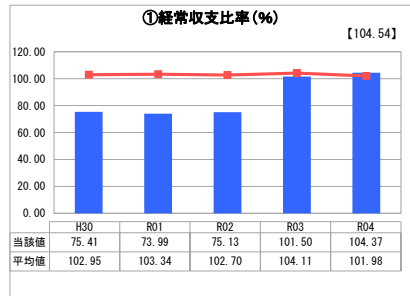
奈良県 大和郡山市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	74.52	0.88	86.00	2,882

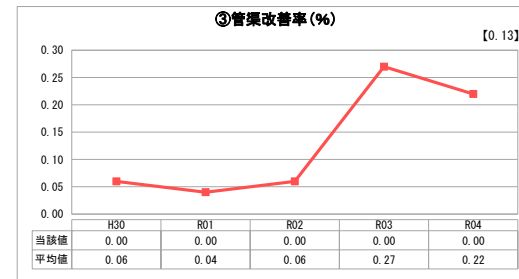
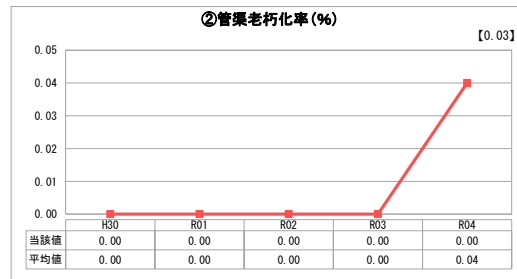
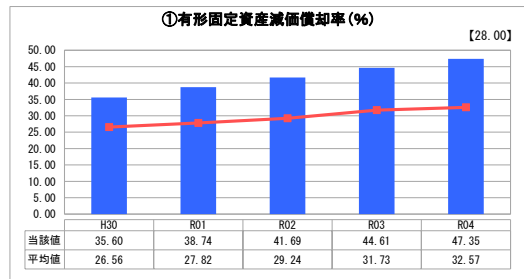
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
83,891	42.69	1,965.12
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
739	0.20	3,695.00

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①経常収支比率
従来より、公共下水道を含めた下水道事業全体では100%を上回っており、経営状況は良好であったが、令和3年度より単独でも100%を上回っている。
- ②累積欠損金比率
従来より、下水道事業全体では欠損金は発生しておらず、経営状況は良好であったが、令和3年度以降、特定環境保全公共下水道事業としても黒字化し、欠損金は発生していない。
- ④企業債残高対事業規模比率
グラフは横ばいであるが、特定環境保全公共下水道事業は現在実施しておらず、企業債の残高は減少を続けている。
- ⑤経費回収率
使用料改定による料金水準の適正化により、令和3年度以降は回収率は100%を超えている。
- ⑥汚水処理原価
公共下水道の価格ともあわせて、現在の水準を維持、または維持管理費の削減に努めていきたい。
- ⑧水洗化率
水洗化率はわずかに上昇傾向にある。水質保全という観点からも、100%を達成できるよう引き続き努力してまいりたい。

2. 老朽化の状況について

- ①有形固定資産減価償却率は毎年上昇しており、
- ②管渠老朽化率ははまだ0%であるが、一部の管渠では法定耐用年数に近づいているものもあることから、計画的な更新、整備が必要になるものと考えている。
- ③管渠改善率はいずれも0%であるが、これは、特定環境保全事業については、平成14年度で完了して以降、新たに実施していないためである。

全体総括

本市の下水道事業では、平成21年度に地方公営企業法の適用を受けて以降、使用料の改定や借換債の発行による企業債利息の削減など、経営の効率化に取り組んできた。

その結果、経営状況は改善されつつあるが、下水道の整備が必要な地域がなお存在し、かつ昭和50年度に公共下水道の一部供用を開始して以来、法定耐用年数を迎える管渠が今後増加してくる。一般会計からの基準外繰入金とともに、適正な使用料水準の確保に努めなければならないことなど、まだまだ多くの課題、問題点を抱えている状況である。

今後も引き続き、施設の整備・更新やその財源である使用料の確保について、計画的に事業を推進し、効率的、安定的な運営に努めてまいりたい。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

(予測方法)

・本市全体の行政区域内人口予測結果に下水道普及率を乗じて処理区域内人口を予測しました。

(行政区域内人口)

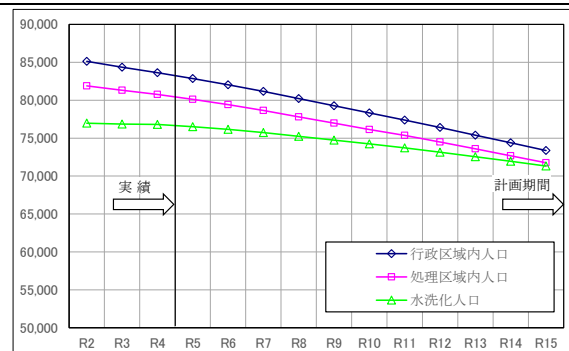
・令和5年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の予測値に対して、令和5年7月の実績値と予測値との誤差である2,401人で補正した値を用いました。

(下水道普及率)

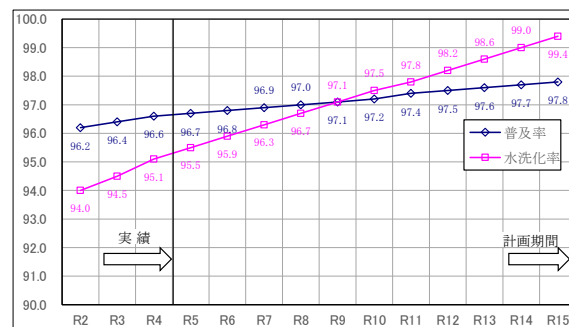
・今後も整備事業を継続することで、令和17年度に98%に達するように、図表1のように徐々に向上するものと設定しました。

(処理区域内人口)

・将来の処理区域内人口は前述のとおり設定した行政区域内人口に下水道普及率を乗じて図表2のように算定しました。
・なお、それに関連する水洗化人口については、水洗化率は令和16年度に99.8%に達するように、図表1のように徐々に向上するものと設定しました。



図表1 行政人口、処理区域内人口及び水洗化人口(人)



図表2 下水道普及率及び水洗化率(%)

(2) 有収水量の予測

(予測方法)

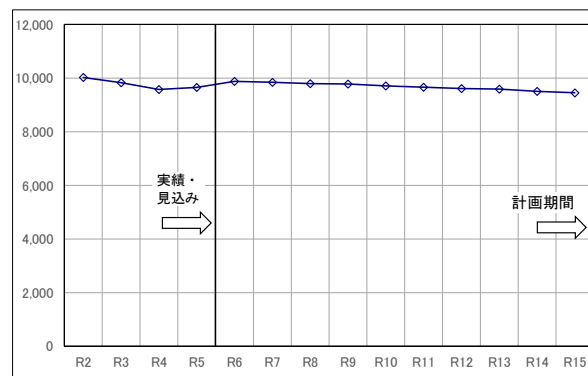
・家庭汚水量、工場排水量及びその他水量の合算値に、直近の令和4年度における有収率91%を乗じて将来における下水道の有収水量を計算しました。それらの計算値に対して、令和6年度における計算値と見込み値の差で補正して有収水量を設定しました。

(家庭汚水量)

・図表1で示した水洗化人口に、変更認可申請書に示される家庭汚水量原単位265L/人/日/人を乗じて、家庭汚水量を算定しました。

(工場排水量及びその他水量)

・工場排水量は、変更認可申請書に示される値である9,477m3/日を採用しました。
・その他水量は、変更認可申請書に示される値である10m3/日を採用しました。

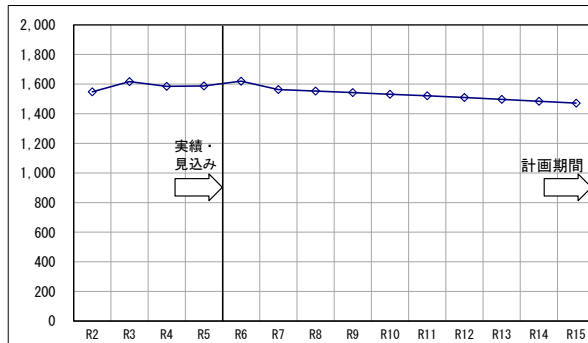


図表3 有収水量の予測(千m3/年)

(3) 使用料収入の見通し

前述の水洗化人口に1人あたりの使用料(使用料単価)を乗じて、下水道使用料収入とします。使用料単価は、公共下水道では20.66千円/人、特環下水道では18.54千円/人と設定します(どちらも直近の令和4年度実績値を採用)。

現行料金のみでは、使用料収入は緩やかに減少していく見通しです。



図表4 下水道使用料収入の見通し(百万円)

(4) 施設の見通し

大和郡山市下水道事業に関する当面の建設投資等については下記のものがあり、それらの投資額も併せて説明します。

- ・未普及対策事業: 後述の維持管理費と合わせて上限計7億円/年になるように調整します。
 - ・維持管理事業: 郡山ポンプ場を除いたストックマネジメントの30年平均値を計上します。
 - ・郡山ポンプ場: 市の計画値を採用します。
 - ・流域建設負担金: 平成30年度下水道経営戦略時の金額を計上します。
- これらの建設投資額について、下図のように示します。

年 度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	備 考
未普及対策	640	571	571	571	571	571	571	571	571	571	571	新 設
補助・通常	400	357	357	357	357	357	357	357	357	357	357	
単独	240	214	214	214	214	214	214	214	214	214	214	
維持管理	60	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129	管渠, マンホール, 蓋補修
補助・防災安全	60	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129	
郡山ポンプ場	311	318	530	504	50	211	318	63	50	200	312	R5:改修工事
補助・防災安全	311	318	530	504	50	211	318	63	50	200	312	
事業費計	1,011	1,018	1,230	1,204	750	911	1,018	763	750	900	1,012	
新設・維持	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	
郡山ポンプ場	311	318	530	504	50	211	318	63	50	200	312	
流域建設負担金	69	61	63	69	69	69	69	69	69	69	69	

(5) 組織の見通し

拡張に係る建設投資はまだ存在し、主に管渠やマンホールポンプ等の維持管理も必要であるため、当面は現在の組織体制で運営します。

3. 経営の基本方針

(1) 水洗化の促進

未水洗化住宅等への接続を促進し、水洗化率の向上に努めます。

(2) 計画的な更新計画と長寿命化

下水道事業のストックマネジメントを実施し、長寿命化等に努めながら、適正な施設管理と更新を行い、経費削減に努めます。

(3) 適正な下水道使用料の検討

今後は、一層の経費削減と事業の合理化に努めながら、長期的な投資額や維持管理費を適切に見積もった上で、合理的な料金水準、料金体系について検討します。

(4) 浄化槽の公共下水道への取り込み

施設の集約化と維持管理性向上を目指して、小規模施設の公共下水道への集約を図ります。具体的には合併処理浄化槽や単独処理浄化槽の公共下水道への接続促進が考えられます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・未普及地域への拡張を行います。 ・郡山ポンプ場以外の既存施設及び管きよの適切な維持管理を行います。 ・既存の郡山ポンプ場の整備を行います。
-----	--

投資計画の策定に当たって反映した取組の内、代表的なものを2つ紹介します。
(投資の平準化)
郡山ポンプ場以外の既存施設及び管きよに対してストックマネジメントを実施すると、2060～2075年頃に投資のピークが発生したため、それを平準化しました。
(防災・安全対策)
防災・安全対策の一環として、郡山ポンプ場も含めた既存施設の整備事業を計画しました。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	・財源は原則として、受益者からの料金収入により賄います。 ・国庫補助金や起債、他会計繰入金についても可能な限り活用することを考慮します。
-----	--

投資計画の策定に当たって反映した取組の内、代表的なものを3つ紹介します。
(企業債)
・未普及対策及び維持管理事業分は、令和6年度以前は予算値に基づく金額とし、令和7年度以降は4.7億円/年で一定とします。
・郡山ポンプ場整備事業分は、当該建設改良費の50%とします。
・流域建設負担金分は全額とします。
・公共下水道の資本費平準化債は、令和5年度では2.03億円、令和6～11年度では1億円、令和12～15年度では0.5億円とします。
・特定環境保全公共下水道事業の建設改良費分は全額とします。
(繰入金)
繰入金は将来においても見込みますが、基準外を年々減少させていく方針とします。
(国庫補助金)
・未普及対策及び維持管理事業分は、令和6年度以前は予算値に基づく金額とし、令和7年度以降は2.3億円/年で一定とします。
・郡山ポンプ場整備事業分は、当該建設改良費の50%とします。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(職員給与費)□
現行の職員数を基本として、年々微増させます。
(動力費)□
直近の実績値を基本として、年々微増させます。□
(材料費)
直近の実績値を基本として、年々微増させます。□
(修繕費)
直近の実績値を基本として、年々微増させます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和4年度時点の大和郡山市における普及率は96.6%であり、今後とも未普及地域の解消事業を継続するとともに、事業認可区域内にあっても合併処理浄化槽の公共下水道への接続促進に努めます。また、単独処理浄化槽の公共下水道への接続促進については検討を行います。そして、近隣市町村との共同化や広域化に関する連携を取ることも検討します。さらには、管きょの更新時において管径の規模を適正化(ダウンサイズ等)すること等が挙げられます。
投資の平準化に関する事項	過去には昭和60年代から平成16年頃までの約20年の間に建設投資を行ってきましたが、今後はマンホールポンプの更新やメンテナンス等が発生してくる見通しです。管きょに関しては耐用年数が50年～75年が目安となっているため、当面は未だ更新する時期とはなりません。ストックマネジメントによる管内面調査などを実施して、劣化状況に応じて更新時期を前倒し、または後倒しするなど平準化を図っていきます。また、ストックマネジメントだけではなくアセットマネジメントについて実施することで、資産の老朽化状況を把握して、別の視点から更新費用算定及び投資額の平準化を行うことも検討します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	近年において、計画・設計・調査・施工等について包括的に民間企業に委託する事例もあります。大和郡山市としては、令和9年度までに本市の一部の処理区域についてウォーターPPP等の民間活力の導入について検討します。
その他の取組	今後更新を行っていく中で、更新費用、維持管理費用の低減について検討します。また、今後の目標について定め、経営の見える化を図ります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	財政・収支計画に基づき、将来必要となる更新投資額について市民への説明を行って理解を得ます。下水道使用料の見直し時期については、今後も本市の経営戦略の改定も5年に1度で見直しを行う時に必要な情報整理、分析を行うことができますのでこれと合わせて検討を実施し、改定の是非を判断したいです。近年における本市の経費回収率は100%近い水準で推移してきましたので、今後は100%以上を維持できるような料金体系を検討します。その際、一般会計からの基準外繰入金を減じていけるようにも考慮しつつ、流動比率も高めていきます。
資産活用による収入増加の取組について	本市の下水道資産の約9割が排水施設に関する資産であり他は郡山ポンプ場を有しますが、土地の有効活用等の資産活用できる範囲は小さいものの、引き続き情報を収集します。
その他の取組	水洗化促進のための取組みを継続し、他事業体における取組みについても情報収集して、広報活動等により水洗化率の向上を図り、収入増加に繋げます。また、国庫補助金や交付金のさらなる活用についても視野に入れます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在委託している業務以外にも、個々の維持管理案件ごとに効率的な委託の可能性を模索していきます。民間事業の経営ノウハウや技術ノウハウ等を活用して、経営改善に取り組んでいきます。
職員給与費に関する事項	本計画中では現状程度の職員数を維持するものとしていますが、将来においては技術継承や非常時体制の確保、民間委託費との兼ね合いも考慮しつつ、適正な職員数・給与費を検討します。
動力費に関する事項	ポンプの更新時にはトップランナーモデルを採用するなど、動力費の削減に取り組めます。また、使用機器の運転時間最適化などにより省エネルギー化に努めます。そして、新電力会社を含めた電力入札を実施して、動力費の削減を図ります。
薬品費に関する事項	大和郡山市は汚水処理場を有していないので薬品費は要していません。
修繕費に関する事項	本計画では現状程度の維持管理費を将来においても計上していますが、修繕費を増加させることにより建設改良費が低減でき、逆に建設改良費を増加させて修繕費を低減など、長期的にコストが最適化できるような投資方法を検討します。
委託費に関する事項	既に行っている民間委託業務についても委託業務内容等の精査を行い、更なる効率化や合理化による経費の節減を検討します。例えば、包括的民間委託を導入することで、市側の発注管理業務が削減され、事務負担の軽減が期待されます。
その他の取組	デジタルトランスフォーメーション(DX)を本下水道事業に導入することによって、経営の効率化を図り、経費削減を目指します。具体的には、下水道台帳情報システムを活用した効率的な維持管理と再構築やICT・AI制御による高度処理、窓口業務へのDX導入等です。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	今後、P(計画策定)→D(実施)→C(評価・分析)→A(改善・見直し)サイクルを活用し、適宜計画の進捗管理を行います。 本計画の計画期間は平成40年までの10年間ですが、進捗管理の結果、計画と実績値の差異が大きい場合や、前提としている事業や財政等の条件が変更となった場合、新たに考慮すべき事案が発生した場合など、必要に応じて計画の見直しを行い、計画の精度を高めていくものとします。具体的には、少なくとも5年に1回の頻度での見直しを行うものとします。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位: 千円, %)

年 度		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 込)	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分													
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,737,133	1,741,300	1,784,686	1,727,636	1,717,437	1,738,061	1,727,509	1,716,788	1,716,834	1,704,421	1,691,835	1,679,037
	(1) 料 金 収 入	1,585,071	1,587,089	1,620,097	1,563,065	1,552,866	1,542,490	1,531,938	1,521,217	1,509,663	1,497,250	1,484,664	1,471,866
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他	152,062	154,211	164,589	164,571	164,571	195,571	195,571	195,571	207,171	207,171	207,171	207,171
	2. 営 業 外 収 益	814,299	803,276	809,913	806,204	805,556	802,368	794,705	788,434	768,521	746,448	727,703	709,872
	(1) 補 助 金	331,403	316,775	310,520	301,000	301,000	270,000	270,000	270,000	243,400	228,400	213,400	198,400
	他 会 計 補 助 金	318,460	306,000	296,000	296,000	296,000	265,000	265,000	265,000	238,400	223,400	208,400	193,400
	そ の 他 補 助 金	12,943	10,775	14,520	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	482,495	486,061	498,932	504,770	504,122	531,934	524,271	518,000	524,687	517,614	513,869	511,038
	(3) そ の 他	401	440	461	434	434	434	434	434	434	434	434	434
	収 入 計 (C)	2,551,432	2,544,576	2,594,599	2,533,840	2,522,993	2,540,429	2,522,215	2,505,222	2,485,356	2,450,869	2,419,538	2,388,909
	1. 営 業 費 用	2,076,463	2,111,120	2,214,742	2,144,381	2,166,272	2,221,520	2,206,085	2,190,913	2,210,392	2,194,498	2,188,075	2,181,516
	(1) 職 員 給 与 費	67,077	73,228	83,451	71,905	72,200	72,499	72,800	73,105	73,412	73,723	74,036	74,353
	基 本 給 与 費	36,828	36,760	44,403	39,336	39,336	39,336	39,336	39,336	39,336	39,336	39,336	39,336
	退 職 給 付 費	2,147	9,825	5,222	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025
	そ の 他	28,102	26,643	33,826	29,544	29,839	30,138	30,439	30,744	31,051	31,362	31,675	31,992
	(2) 経 費	772,624	796,931	859,776	788,037	805,197	802,298	799,340	796,325	792,980	789,292	785,547	781,729
	動 力 費	3,263	2,800	3,341	3,315	3,348	3,382	3,415	3,450	3,484	3,519	3,554	3,590
	修 繕 費	13,219	12,800	16,819	14,085	14,226	14,368	14,512	14,657	14,803	14,952	15,101	15,252
	材 料 費	343	589	2,203	1,003	1,013	1,023	1,033	1,044	1,054	1,065	1,075	1,086
	そ の 他	755,799	780,742	837,413	769,634	786,610	783,525	780,379	777,175	773,638	769,757	765,817	761,801
支 出	(3) 減 価 償 却 費 用	1,236,762	1,240,961	1,271,515	1,284,439	1,288,875	1,346,723	1,333,946	1,321,483	1,344,000	1,331,483	1,328,492	1,325,434
	2. 営 業 外 費 用	203,930	196,615	184,091	179,049	176,265	174,827	171,286	169,705	169,564	166,730	164,877	165,240
	(1) 支 払 利 息	196,002	179,689	169,434	163,974	161,190	159,752	156,211	154,630	154,489	151,655	149,802	150,165
	(2) そ の 他	7,928	16,926	14,657	15,075	15,075	15,075	15,075	15,075	15,075	15,075	15,075	15,075
	支 出 計 (D)	2,280,393	2,307,735	2,398,833	2,323,430	2,342,537	2,396,347	2,377,371	2,360,618	2,379,956	2,361,228	2,352,952	2,346,756
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	271,039	236,841	195,766	210,411	180,456	144,082	144,844	144,604	105,400	89,641	66,586	42,153
	特 別 利 益 (F)												
	特 別 損 失 (G)												
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)												
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	271,039	236,841	195,766	210,411	180,456	144,082	144,844	144,604	105,400	89,641	66,586	42,153
流 入	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		236,841	432,607	643,018	823,474	967,556	1,112,400	1,257,004	1,362,404	1,452,045	1,518,630	1,560,783
	資 産 (J)	1,813,292	1,807,506	1,839,627	1,799,395	1,791,086	1,801,718	1,788,454	1,776,103	1,761,714	1,737,876	1,716,384	1,695,423
	う ち 未 収 金	310,744	311,136	317,587	306,430	304,430	302,396	300,328	298,226	295,961	293,527	291,060	288,551
	流 入 計 (K)	1,216,942	1,149,229	1,121,510	1,104,841	1,067,430	1,029,134	987,729	973,847	930,358	870,318	810,821	767,874
	う ち 建 設 改 良 費 分	1,164,052	1,099,282	1,072,768	1,056,823	1,021,032	984,396	944,777	931,481	889,863	832,412	775,485	734,388
流 出	う ち 一 時 借 入 金	136,920	117,360	97,800	78,240	58,680	39,120	19,560					
	う ち 未 払 金	24,038	24,333	25,318	24,515	24,730	25,314	25,121	24,951	25,167	24,976	24,894	24,834
	流 出 計 (L)												
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		1,737,133	1,741,300	1,784,686	1,727,636	1,717,437	1,738,061	1,727,509	1,716,788	1,716,834	1,704,421	1,691,835	1,679,037
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)													

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分			前々年度 (決 算)	前年度 〔 決 算 〕 〔 決 算 〕	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資本的 収 入	資本的 収 入	1. 企 業 債	600,900	727,600	778,400	898,500	891,500	664,500	745,500	798,500	621,000	614,500	689,500	745,500
		うち 資本 費 平 準 化 債	100,000	203,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000
		2. 他 会 計 出 資 金	200,000	200,000	185,000	155,000	125,000	95,000	65,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
		3. 他 会 計 補 助 金												
		4. 他 会 計 負 担 金												
		5. 他 会 計 借 入 金												
		6. 国(都道府県)補助金	290,910	291,400	422,589	495,000	482,000	255,000	336,000	389,000	261,500	255,000	330,000	386,000
		7. 固定資産売却代金												
		8. 工 事 負 担 金	47,595	5,625	8,207	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		9. そ の 他	912	1,129	4,080	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
		計 (A)	1,140,317	1,225,754	1,398,276	1,560,000	1,510,000	1,026,000	1,158,000	1,234,000	929,000	916,000	1,066,000	1,178,000
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	64,000											
		純 計 (A)-(B) (C)	1,076,317	1,225,754	1,398,276	1,560,000	1,510,000	1,026,000	1,158,000	1,234,000	929,000	916,000	1,066,000	1,178,000
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	894,493	911,525	1,150,854	1,317,500	1,297,500	843,500	1,005,500	1,111,500	856,500	843,500	993,500	1,105,500
		うち 職 員 給 与 費	24,158	23,586	30,818	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
		2. 企 業 債 償 還 金	1,161,612	1,164,052	1,099,282	1,072,768	1,056,823	1,021,032	984,396	944,777	931,481	889,863	832,412	775,485
		3. 他会計長期借入返還金	19,560	19,560	19,560	19,560	19,560	19,560	19,560	19,560	19,580			
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
		5. そ の 他	911	1,130	4,080	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
		計 (D)	2,076,576	2,096,267	2,273,776	2,411,328	2,375,383	1,885,592	2,010,956	2,077,337	1,809,061	1,734,863	1,827,412	1,882,485
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		1,000,259	870,513	875,500	851,328	865,383	859,592	852,956	843,337	880,061	818,863	761,412	704,485
	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	756,757	758,404	777,083	779,669	784,752	814,790	809,674	803,483	819,313	813,869	814,623	814,396
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	271,039	236,841	195,766	210,411	180,456	144,082	144,844	144,604	105,400	89,641	66,586	42,153
		3. 繰 越 工 事 資 金												
		4. そ の 他	46,243	52,346	60,534									
		計 (F)	1,074,039	1,047,591	1,033,383	990,080	965,209	958,872	954,518	948,087	924,713	903,510	881,209	856,549
	補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		△ 73,780	△ 177,078	△ 157,884	△ 138,752	△ 99,826	△ 99,280	△ 101,561	△ 104,750	△ 44,651	△ 84,647	△ 119,797	△ 152,064
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		156,500	136,940	117,380	97,820	78,260	58,700	39,140	19,580				
	企 業 債 残 高 (H)		14,553,647	14,117,195	13,796,313	13,622,045	13,456,722	13,100,191	12,861,294	12,715,017	12,404,536	12,129,173	11,986,261	11,906,277

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決 算)	前年度 〔 決 算 〕 〔 決 算 〕	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分													
収 益 的 収 支 分		475,000	465,000	465,000	465,000	465,000	465,000	465,000	465,000	450,000	435,000	420,000	405,000
	うち基準内繰入金	225,235	205,400	215,400	215,400	215,400	246,400	246,400	246,400	258,000	258,000	258,000	258,000
	うち基準外繰入金	249,765	259,600	249,600	249,600	249,600	218,600	218,600	218,600	192,000	177,000	162,000	147,000
資 本 的 収 支 分		200,000	200,000	185,000	155,000	125,000	95,000	65,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	200,000	200,000	185,000	155,000	125,000	95,000	65,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
合 計		675,000	665,000	650,000	620,000	590,000	560,000	530,000	500,000	485,000	470,000	455,000	440,000

原価計算表

供用開始年月日 昭 和 50 年 10 月
 処理区域内人口 80,032人
 計算期間 自 R4年4月 至 R5年3月
 (1年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 1,572,241	千円 1,572,241	千円	千円 1,572,241
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	1,115,848	1,115,848		1,115,848
その他の営業収入	152,057	152,057		152,057
営業外収益	783,791	783,791		783,791
資本的収入	180,000	180,000		180,000
合 計	2,688,089	2,688,089	0	2,688,089

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管 渠 費	職 員 給 与 費	21,188	21,188	21,188
	修 繕 費	9,076	9,076	9,076
	材 料 費	340	340	340
	路 面 復 旧 費	0	0	0
	委 託 料	28,301	28,301	28,301
	そ の 他	2,038	2,038	2,038
	小 計	60,943	60,943	0
ポ ン プ 場 費	職 員 給 与 費	0	0	0
	動 力 費	1,771	1,771	1,771
	修 繕 費	4,060	4,060	4,060
	材 料 費	0	0	0
	薬 品 費	0	0	0
	委 託 料	11,092	11,092	11,092
	そ の 他	1,731	1,731	1,731
小 計	小 計	18,654	18,654	0
	職 員 給 与 費	45,285	45,285	45,285
	流域下水道管理運営費負担金	652,652	652,652	652,652
	委 託 料	44,431	44,431	44,431
そ の 他	そ の 他	18,957	18,957	18,957
	小 計	761,325	761,325	0
資 本 費	支 払 利 息	192,292	192,292	192,292
	減 価 償 却 費	1,205,651	1,205,651	1,205,651
	企 業 債 取 扱 諸 費	0	0	0
小 計	小 計	1,397,943	1,397,943	0
合 計 (Y)	2,238,865	2,238,865	0	2,238,865

資 産 維 持 費 (Z)
 使用料対象経費(Y) + (Z)

571,098
 2,809,963

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.56

原価計算表

<使用料水準についての説明>

- ・算出の基となる金額は平均値ではなく令和4年度の決算値を採用している。
- ・資本的収入には企業債の収入、出資金を含めていない。
- ・資本的費用として資産維持費を算出しており、企業債償還金の支出を含めていない。
- ・資産維持費の算出は公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」に基づいて計算している。
- ・資産維持費に対する財源は39.1%(長期前受金戻入割合)が補助金等で賄われることを前提としている。
- ・確保すべき利益額の水準は0円を前提として供給単価を算出すると以下のとおりである。

$$\begin{array}{rclclcl} \text{単価} = & \text{料金対象経費} & + & \text{当期純利益} & - & \text{収入の部(その他)} & \div & \text{有収水量} \\ & 2,809,963 & & 0 & & 1,115,848 & & 9,497,301 \\ = & 178.38 & & & & & & \text{円/m(令和4年度の使用量単価は165.5円/m)} \end{array}$$

【資産維持費の算定】(Source:公益社団法人日本水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方」29頁)

- 1) 下水道事業全体に係る今後50年間の改築計画により見込まれる減価償却費
⇒ 令和4年度の減価償却費の50年分で算定する
60,282,550 千円
- 2) 新設当時と比較して90%相当の機能向上、工事費が1.9倍に増加するとの推計に基づき、その部分を抜き出す。
= 1) × 90 ÷ 190
28,554,892 千円
- 3) 長期前受金戻入の割合部分を除く。
⇒ 令和5年度以降10年間の戻入割合 = 39.1%
= 2) × (100% - 39.1%)
17,389,929 千円
- 4) 上記2)を50年で平準化して回収する。
= 2) ÷ 50年
571,098 千円

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。